

愛媛県開発ブランド畜産物 PR 事業 業務仕様書

1 件名

愛媛県開発ブランド畜産物 PR 業務

2 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 業務目的

本県では、県のブランド畜産物として、「愛媛甘とろ豚」、「媛っこ地鶏」、「愛媛あかね和牛」を開発し、県内外への PR を通じて、知名度の向上及び販路の拡大に取り組んできたところである。

また、愛媛甘とろ豚においては、平成29年からゼンショーホールディングス及びサントリー酒類(株)と連携したキャンペーン（以下「実店舗でのキャンペーン」という。）を展開し、関東圏在住者への愛媛甘とろ豚の認知度向上及び実店舗での購入促進に取り組んできた。

本事業では、愛媛甘とろ豚をはじめとする県開発ブランド畜産物の更なる知名度の向上及び流通量拡大のため、県開発ブランド畜産物の写真の SNS 投稿を促すキャンペーンを実施するとともに、実店舗でのキャンペーンと連動することにより、その効果の最大化を図ること。

4 事業費

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

5 業務概要

受託者は、県開発ブランド畜産物の県内外における認知度等の現状を十分に理解した上で、本業務の実施を通じて効果的に県開発ブランド畜産物の認知度及び流通量を高めるためのハッシュタグキャンペーンや広告等を企画・実施すること。

なお、本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

6 ターゲット

本事業のメインターゲットは、関東圏を中心とした地域在住の富裕層及び中間所得層の主婦層で、「食」に興味関心があり、SNSによる情報拡散が期待できる層とする。

ただし、ターゲットについては、上記を踏まえた上で、関東圏を中心とした地域での畜産品の購買状況や現在の情勢について受託者が各種現状分析を行い提案することとし、これらを基礎資料として、愛媛県と受託者で協議の上、決定するものとする。

7 実施業務

(1) ディレクション業務

- ・県開発ブランド畜産物のブランドコンセプトや販売チャネル、過去のキャンペーン実績を踏まえた上で、事業目的を達成するための全体計画を策定し、提案すること。

(2) ハッシュタグキャンペーン運用業務

- ・県開発ブランド畜産物の写真を撮影し、ハッシュタグをつけて写真を投稿してもらうハッシュタグキャンペーンを実施する。

(3) 情報発信業務

- ・(2) のキャンペーン及び実店舗でのキャンペーンへの参加促進のため、「愛媛甘とろ豚普及協議会」内に特設記事を作成する。

○参考：愛媛甘とろ豚普及協議会ホームページ URL
<https://amatoro.jp/>

(4) SNS等を活用した広告配信業務

- ・(2) のキャンペーン及び実店舗でのキャンペーンへの参加促進のため、SNS等のデジタル媒体を活用した広告配信を実施する。

(5) 効果測定及び報告業務

- ・(2) ～ (4) の実施状況を常にモニタリングし、情報の拡散度合いやキャンペーンの進捗状況など、各業務の効果検証を行う。
- ・事業完了時に、事業の結果分析及び今後の展開について発展性をもった改善提案を行う。

8 委託内容

(1) ディレクション業務

① 基本的な業務内容

- ・事業目的を達成するための全体計画を策定すること。なお、具体的な事業計画については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定するものとする。
- ・策定した全体計画に基づき、事業及び各種業務において進捗管理すべき数値目標（KPI）を設定し、企画提案書に記載すること。
- ・数値目標については、他事例を参照した数的根拠を示し、愛媛県と協議の上、設定すること。
- ・策定した全体計画に基づき、各種業務をディレクションすること。

(2) ハッシュタグキャンペーン運用業務

① 基本的な業務内容

- ・ハッシュタグキャンペーンにあたっては、Instagram を利用することとし、SNS アカウントに係るパスワード等の情報については、受託者決定後に愛媛県から提供する。
- ・キャンペーン名称及びハッシュタグについて、県開発ブランド畜産物のブランドコンセプトや実店舗でのキャンペーン等を踏まえた上で提案し、県と協議の

上決定すること。

② 目標 KPI 等

- ・獲得フォロワー数は 500 人、投稿数は 500 人を下限とし、アウトカム指標として引用投稿数、応募者数など進捗管理すべき数値目標（KPI）を設定し、提案すること。
- ・その他、事業の成果を分析するために有効な指標で、別途提案するものがあれば、その効果検証のスキームや目標 KPI を提案書に記載すること。
- ・目標 KPI で示した各数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

③ 実施時期

- ・キャンペーンの実施時期については、可能な限り実店舗でのキャンペーン（令和 2 年度：8/18～9/30）に合わせる。なお、詳細については愛媛県と協議の上、決定すること。

④ 景品・抽選作業等

- ・当選者へ配布する景品を用意すること。
- ・当選者への景品内訳については、1 万円程度の景品 1 名、5,000 円程度の景品 3 名、3,000 円程度の景品 5 名の合計 9 名程度を想定している。
- ・必要要件を満たした参加者の中から、抽選により当選者を選定すること。なお、同一人物による重複応募は無効とする。
- ・個人情報、当選者が確定した時点で収集することとし、景品の発送のみに利用すること。また、その旨を応募時に参加者が確認できるようにすること。
- ・景品代金及び景品の贈呈に係る一切の費用（梱包費、抽選、発送費等）は本業務委託金額に含むこと。

（3）情報発信業務

① デザイン・情報設計

- ・特設記事については、既存のコンテンツのトーン&マナーを踏襲した上で、(1) で策定した全体計画に基づき、県開発ブランド畜産物のブランドコンセプトや関東圏での愛媛甘とろ豚の取り扱い店舗、キャンペーンの概要を盛り込んだ内容を提案すること。
- ・制作する特設記事については、検索エンジンの SEO 対策を実施すること。

② 公開時期

- ・記事の公開時期については、社会情勢、キャンペーン等の実施時期を踏まえた上で、最適な時期を提案すること。なお、詳細については愛媛県と協議の上、決定すること。

③ 目標設定

- ・Google アナリティクスや Google タグマネージャーを用いて、ホームページ及び特設記事に最適なコンバージョンを設定すること。

（4）SNS等を活用した広告配信業務

① 基本的な業務内容

- ・(1) で策定した全体計画に基づき、SNS等を活用した広告配信を行うこと。
- ・広告を行う際は、クリエイティブプラン及びメディアプランについての効果検

証が可能な設計とし、数値目標（KPI）を設定すること。

- ・広告クリエイティブについては、過去事業において愛媛県が制作したクリエイティブ等の活用も含め、広告効果の最大化を図る上で最適なクリエイティブを作成すること。
- ・広告を最適化するための動画、画像、コピーライティングの編集についても実施すること。
- ・広告配信後のクリック・閲覧回数、広告接触者の属性（年齢、地域、特性など）や広告等からのサイト誘導状況等に係るレポートを適宜提出すること。
- ・SNSアカウントに係るパスワード等の情報については、受託者決定後に愛媛県から提供する。

② 配信設定

- ・ターゲット層を踏まえた、効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。
- ・「Call-to-Action」等を活用して Instagram アカウントへの誘導を図ること。
- ・動画広告を利用する場合は、興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等の工夫を行うこと。
- ・広告配信の最適化のため、SNSのコンバージョン計測タグを設置するなど、効果を高める上で必要な設定を行うこと。

③ 目標 KPI 等

- ・広告配信による Instagram アカウントの獲得フォロワー数は500人を下限とし、目標 KPI（広告経由以外も含む。）を設定し、提案すること。
- ・その他、事業の成果を分析するために有効な指標で、別途提案するものがあれば、その効果検証のスキームや目標 KPI を提案書に記載すること。
- ・目標 KPI で示した各数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

④ 広告配信時期

- ・広告配信時期については、社会情勢、キャンペーン等の実施時期を踏まえた上で、最適な時期を提案すること。なお、詳細については愛媛県と協議の上、決定すること。

（5）独自企画提案

- ・上記（1）～（4）の必須提案事項と連動し、本事業の効果を高めると考えられる独自企画提案がある場合は、提案すること。但し、実施に要する一切の経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

（6）効果測定及び報告業務

- ・事業全体の効果検証スキーム及び7（4）の事業効果を把握する効果検証方法を提案すること。なお、最終的な効果検証方法は愛媛県と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・クリエイティブ・メディアプランを評価する視点で、広告配信状況やホームページのアクセス分析を行い、適宜レポートを作成し、提出すること。
- ・本業務について、広告のクリック・閲覧回数、広告接触者の属性（年齢、地域、特性など）や広告等からのサイト誘導状況等を分析しながら、事業の中間状況に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を愛媛県と協議の上、実施する

こと。

- ・事業完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について発展性をもった改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を、速やかに提出すること。

(7) その他

- ・各業務に係るデジタルコンテンツ制作、調査・分析、報告等を含む一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て本業務委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りではない。
- ・業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。
- ・企画提案ごとに、制作費、媒体費、運用レポート費を別立てとすること。
- ・受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。

9 留意事項

- ・本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ処理するものとする。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・新型コロナウイルスの流行状況等により、契約締結後、事業内容及び契約金額を変更する可能性がある。

10 著作権等

- ・本仕様書に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者は

いかなる権利も主張できない。

- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等々の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

11 成果品

(1) 提出物

- ・実績報告書（A4判） 紙媒体2部
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 提出場所

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課
(〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2)

(3) 提出期限

令和4年3月31日

12 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

13 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書及び実施工程表
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

14 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。